

平成21年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成21年7月4日開会

平成21年7月4日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明のため出席した者	2
開会宣告	2
広域連合長挨拶	2
開議宣告	2
日程1 議長の選挙について	4
日程2 議席の指定について	5
日程3 会議録署名議員の指名について	6
日程4 会期の決定について	6
日程5 副議長の選挙について	6
日程6 第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について	7
提案理由説明	
○東村広域連合長	4
採 決	7
日程7 第10号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部改正について	8
提案理由説明	
○東村広域連合長	8
採 決	8
日程8 第1号報告 専決処分の承認を求めることについて（福井県後期高齢者医療 広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について）	8
提案理由説明	
○東村広域連合長	8
討 論	9
○畑野麻美子君	9
採 決	10
閉会宣告	10

平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第9号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合後期高齢者医療 に関する条例の一部 改正について	広域連合長	21.7.4	21.7.4	原案可決
第10号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合後期高齢者医療 制度臨時特例基金条例 の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決
第1号報告	専決処分の承認を求め ることについて（福井 県後期高齢者医療広域 連合職員の給与の支給 に関する条例の一部改 正について）	〃	〃	〃	原案承認

平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
7月4日	土	午後2時31分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	議案上程 討論、採決、 閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成21年7月4日（土曜日）午後2時31分開会

平成21年7月4日、平成21年第1回臨時会が福井県自治会館多目的ホール（議場）に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

日程1 議長の選挙について

日程2 議席の指定について

日程3 会議録署名議員の指名について

日程4 会期の決定について

日程5 副議長の選挙について

日程6 第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程7 第10号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

日程8 第1号報告 専決処分の承認を求めることについて（福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について）

8番 水津 達夫君 9番 玉邑 哲雄君

10番 川崎 悟司君 12番 森田 稔君

13番 梅木 隆治君 14番 吉村 春男君

15番 砂子 三郎君 16番 笠松捷多郎君

17番 石川 道広君 18番 松山 俊弘君

20番 山川 豊君 21番 畑野麻美子君

22番 酒井 英夫君 23番 坂本伊三栄君

○欠席議員（3人）

2番 三国 房雄君 11番 福田 修治君

19番 田辺 義輝君

○事務局出席職員

事務局長 竹 内 利 寿

事務局次長 森 川 亮 一

業務課長 八十島 孝 彦

会計管理者 清 水 啓 司

業務課長補佐 山 岸 健

係 長 長谷川 正 広

係 長 中 村 弘 和

係 長 村 松 克 紀

○出席議員（20人）

1番 高野 新一君 3番 清水 正信君

4番 中村 清一君 5番 濱田 守好君

6番 浜田 勝美君 7番 松本 孝雄君

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君

副広域連合長 杉 本 博 文 君

○事務局長（竹内利寿君） 本議会の開会に先立ちまして、事務局からお願いを申し上げます。

本日招集されました広域連合議会には、議長、副議長がともに欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づきまして、年長の議員に臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

ご出席議員の中で、永平寺町議会から選出していただいております坂本伊三栄議員が年長の議員でございますので、臨時に議長の職務をお願いいたしたいと存じます。

坂本議員は議長席へご着席をお願いいたします。

○臨時議長（坂本伊三栄君） ただいまご紹介をいただきました坂本でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、最後までよろしくお願いをいたします。

ただいまから平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、2番、三国房雄君、11番、福田修治君、19番、田辺義輝君の3名であります。

開議に先立ち、去る6月9日に高浜町議会から選出いただいていた馬淵正道君がご逝去されましたことを悼み、慎んで哀悼の

意を表し、ここで1分間の黙祷をささげたいと思いますので、ご起立をお願いします。

（全員起立）

○臨時議長（坂本伊三栄君） 黙祷。

（黙祷）

○臨時議長（坂本伊三栄君） 黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年4月に、国民皆保険を堅持するため、高齢者みずからの負担と現役世代からの支援という新しい仕組みを構築し、独立した医療制度として開始された長寿医療制度も、1年余りが経過したところであります。

この間、国におきましては、高齢者の置かれている状況を十分配慮した新たな保険料の軽減措置や保険料の徴収方法の見直しなど、きめ細やかな措置を講ずるとともに、平成20年度の第1次及び第2次補正予算、さらには、平成21年度補正予算において、保険料の軽減措置等に必要な財源措置を行

ったところであります。

しかしながら、制度の抜本的見直しにつきましては、厚生労働大臣直属の「高齢者医療制度に関する検討会」及び与党プロジェクトチームにおいてそれぞれ検討を進めてまいりましたが、「高齢者医療制度に関する検討会」は本年３月に審議を終了し、また与党プロジェクトチームにおいては、

「後期高齢者医療」の名称の見直しや当面の保険料の負担軽減措置の据え置きの決定にとどまり、抜本的な見直しの議論は今秋以降に先送りされることとなりました。

このような状況の中、「高齢者が将来にわたり安心して医療を受けることができる制度とするため、また、国民皆保険制度が将来にわたり持続可能な制度となるよう、全国の広域連合が連携して国等に対し意見を表明し、制度運営の向上を目指す」ことを目的として、去る６月３日に本制度の運営主体である全国４７都道府県の後期高齢者医療広域連合が一同に会して、「全国後期高齢者医療広域連合協議会」を設立したところであります。

当広域連合といたしましても、これを契機といたしまして、全国の広域連合と力を合わせて、これまで以上に国に対して積極的に声を上げてまいりたいと考えておりますので、議員各位のお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

現在、国政レベルでは、与党、野党とも

に来るべき総選挙に向けて制度の見直し等を掲げておりますが、本制度の運営をお預かりする当広域連合といたしましては、この制度を県民の皆様からより一層信頼していただけるものとしていくため、高齢者の目線に立ちながら、制度の円滑な運営に向けて不断の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

長寿医療制度の最大の目的は、高齢者の皆様が安心して医療を受け、健やかな生活を送ることができる社会の構築にございます。そうした目的を実現するためにも、今後とも、さまざまなご意見に真摯に耳を傾けながら、誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、「後期高齢者医療に関する条例」の一部改正及び「臨時特例基金条例」の一部改正の議案並びに「専決処分の承認を求めること」について提案させていただいております。何とぞ十分なるご審議をいただき、妥当なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○臨時議長（坂本伊三栄君） 議事に先立ちまして、ここでご報告申し上げます。

県内１７市町から選出いただいております当広域連合議会議員のうち、１番、奥本兼義君、３番、富永芳夫君、５番、山本富夫君、６番、寺澤繁夫君、１２番、内藤

博男君、１７番、川井憲二君、１８番、宮崎弥麿君、１９番、加藤貞信君の８名から当広域連合議会議員を辞職したい旨の願ひ出がありましたので、地方自治法第１０８条の規定に基づき、議長においてこれを受理し、辞職を許可いたしました。

また、冒頭でご報告しましたとおり、５番、山本富夫君の後任議員として高浜町から選出いただいていた馬淵正道君がご逝去されました。

また、７番、清水宏君が若狭町議会議員の、２０番、山川豊君があわら市議会議員の任期を満了されました。

この辞職等に伴い、新たに１０名の議員が選出され、当広域連合議会議員に就任されましたことをあわせてご報告申し上げます。

ここで、新しく当広域連合議会議員となられました皆さんをご紹介します。

氏名を事務局から朗読させます。

○事務局員（清水啓司君） それでは、命により氏名を朗読いたします。

高野新一議員、清水正信議員、濱田守好議員、浜田勝美議員、松本孝雄議員、森田稔議員、石川道弘議員、松山俊弘議員、田辺義輝議員、山川豊議員、以上でございます。

○臨時議長（坂本伊三栄君） なお、このたび新たに選出されました議員につきましては、議事の進行上、ただいまご着席の議

席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程１、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項及び第３項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○臨時議長（坂本伊三栄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○臨時議長（坂本伊三栄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に、福井市議会から選出いただいております松山俊弘君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました松山俊弘君を福井県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○臨時議長(坂本伊三栄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松山俊弘君が福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松山俊弘君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

当選人のごあいさつをお願いします。

松山俊弘君。

○議長(松山俊弘君) それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日、福井県後期高齢者医療広域連合議会の議長を拝命いたしましたことに対し、心から御礼を申し上げる次第でございます。

平成20年度から始まりました長寿医療制度におきましては、制度が開始される前からさまざまな問題が提起され、国民の十分な理解を得られないままスタートを切ったわけでございます。

このような状況を受けて、政府・与党における制度見直しが実施されたことなどから、スタート当初に比べると少しずつではありますが、国民の理解も一定程度進んできていると感じられるところでございますが、一方では、政局の状況によっては予断を許さない状況にあるものと認識いたしております。

このような情勢の中で議長を拝命いたしましたことに対し、その重責を感じており

ますが、県民の皆様方の負託にこたえられるように、全力で議会運営に取り組んでまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

皆様方には、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしく願いを申し上げまして、一言御礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長(坂本伊三栄君) 以上をもちまして、私の職務は全部終了しました。皆様のご協力、まことにありがとうございました。

松山議長は議長席にご着席願います。

○議長(松山俊弘君) これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

○議長(松山俊弘君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程2、議席の指定を行います。

今回新たに当広域連合議会議員に選出されました皆様の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

氏名と議席番号を事務局に朗読いただきます。

○事務局員（清水啓司君） それでは、命により、氏名と議席番号を順に朗読させていただきます。

1 番、高野新一議員、3 番、清水正信議員、5 番、濱田守好議員、6 番、浜田勝美議員、7 番、松本孝雄議員、12 番、森田稔議員、17 番、石川道弘議員、18 番、松山俊弘議員、19 番、田辺義輝議員、20 番、山川豊議員、以上でございます。

○議長（松山俊弘君） 日程3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、13番、梅木隆治君、14番、吉村春男君を指名いたします。

日程4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（松山俊弘君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定により指名推選の方法によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（松山俊弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、池田町議会から選出いただいている森田稔君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました森田稔君を福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（松山俊弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森田稔君が福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました森田稔君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

当選人のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（森田稔君） ただいま、副議長選挙によりまして、福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長を拝命いたしましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

議長を補佐し、福井県後期高齢者医療広域連合議会と長寿医療制度の発展に向けて誠心誠意取り組んでまいりたいと思いますので、皆様方のご支援、ご鞭撻のほどよろ

しくお願いいたします。

ありがとうございました。

(拍手)

○議長（松山俊弘君） 日程6、第9号議案、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 提案理由のご説明の前に、お許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどは、議長・副議長選挙が行われ、議長には福井市議会議長の松山俊弘氏が、副議長には池田町議会議長の森田稔氏が当選されました。議長・副議長のご就任を心からお祝い申し上げます。

お二人は、それぞれの市町の議長のみならず、福井県市議会議長会会長と福井県町村議会議長会会長の要職もそれぞれ務められ、知識、ご経験も豊富で、当広域連合の円滑な運営にご尽力いただけるものと確信をいたしているところであります。

今後は、新たにご就任をいただきました10名の議員の皆様とともに、長寿医療制度の円滑な運営にご支援を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

それでは、ただいま上程されました第9

号議案、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成21年4月3日に与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームが決定いたしました保険料の追加軽減措置を実施するため、所要の措置として、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、平成20年度に保険料均等割額の軽減割合が8.5割軽減であった方のうち、平成21年度は7割軽減に戻る方について平成21年度に限り、引き続き8.5割軽減とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（松山俊弘君） ご異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第9号議案につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（松山俊弘君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程 7、第 10 号議案、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第 10 号議案、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、今ほどご議決をいただきました第 9 号議案でご説明申し上げましたとおり、平成 21 年度に保険料の均等割額が 7 割軽減に戻る方について、平成 21 年度に限り、引き続き 8.5 割軽減とすることに伴いまして、上積みされた 1.5 割分の財源補てんとして交付される国の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を「後期高齢者医療制度臨時特例基金」に積み立てた上で、その財源に充てるため、本基金条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、本条例に規定する基金を処分できる事由として、平成 21 年度において均等割額が 8.5 割軽減となる保険料の減額分を追加するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（松山俊弘君） ご異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第 10 号議案につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（松山俊弘君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程 8、第 1 号報告、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 本案は、「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分といたしたもので、地方自治法の規定により、ここにご報告し、ご承認を求めるものでございます。

昨年来の世界同時不況による国内の景気悪化に伴う厳しい状況をかんがみ、国家公務員及び福井県職員に対する期末手当及び

勤勉手当の支給割合に関して、本年の5月1日には人事院勧告が、5月15日には福井県人事委員会の勧告がなされたところでございます。

県及び構成市町におきましては、これらの勧告を尊重して、平成21年6月に支給する期末手当の割合を「100分の140」から「100分の125」に、勤勉手当の割合を「100分の75」から「100分の70」に減額する措置を講じたところでございます。

県及び構成市町からの派遣職員で構成される当広域連合の事務局職員につきましても、派遣元職員との均衡を図る必要から同様の措置を講じるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年5月29日付で「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分といたしたものであり、同条第3項の規定によりまして、ここにご報告し、ご承認を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

第1号報告について、21番、畑野麻美子君から討論の通告がありましたので、許

可します。

21番、畑野麻美子君。

○畑野麻美子君 21番、畑野麻美子です。

第1号報告、専決処分の承認を求めることについて、福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について反対の立場で討論します。

人事院勧告の専決処分により、6月30日に議員も含め公務員の期末手当が支給され、新聞でもその支給額が公表されました。国会議員をはじめ各自治体の首長の額を見ると、住民の批判の感情はやむを得ないところがあります。人事院勧告は国家公務員に対して行われたもので、地方公務員に対しては義務ではありません。勧告についての国会のやりとりを見ますと、人事院の民間企業に対する調査が不十分であることが明らかになっています。

また、公務員の手当を下げると民間企業のボーナスの水準に影響を与えることを人事院は答弁しています。現に民間企業はボーナスカットなど厳しい状況になってきています。公務員の手当を下げることは、結局、民間企業の水準を下げることになるのです。この不況の中、地方公務員も住民の批判の対象になりますが、それではますます地域経済は冷え込むばかりです。

麻生首相は景気回復のために国民に使ってほしいと言って定額給付金をばらまき、しかも、まだ支給期間中だというのに、一

方で、夏のボーナス商戦を前にボーナス支給を凍結するなどとは、政府の景気対策には一貫性もなければ理念もないと言わざるを得ません。人事院が引き上げ勧告することは、一方的に労働者の権利を侵害するものと言わざるを得ません。

日本の経済構造が、企業は成長し、内部留保を230兆円もため込むなどの一方で、国民所得は上がるどころか減少の一途で、ワーキングプアを大量に生む社会になり、外需頼みで内需が冷え込む社会になっているからです。勧告はこうした経済政策を反省せず、さらに低賃金競争に追い込むものとなっています。

以上の理由で、福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正の専決処分を承認することはできません。以上、討論とします。

○議長（松山俊弘君） 以上で討論を終結します。

それでは、採決に入りたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（松山俊弘君） ご異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第1号報告につきまして、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松山俊弘君） 起立多数であります。

す。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ただいま、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、長時間にわたり、提案させていただきました各議案について慎重なご審議をいただき、本日ここに妥当なご議決を賜りましたことに、心から厚く御礼申し上げます。

今後とも、長寿医療制度が県民の皆様の一層のご理解を得て定着していくよう鋭意取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましてはより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（松山俊弘君） 以上で会議を閉じます。

これをもって、平成21年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。長時間大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後3時58分閉会。

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、
ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 松 山 俊 弘

署名議員 梅 木 隆 治

署名議員 吉 村 春 男